千葉県建設リサイクル推進計画 2 0 1 6 ガイドライン

平成29年4月 (平成31年4月最終改正)

千 葉 県

1	目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	対象事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3	実施事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
4	適用基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
5	その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
<別	川添及び様式>	
	別添 「リサイクル検討会設置要綱作成例」・・・・・・・・・・・	1 0
	様式1-1 リサイクル計画書 (概略設計・予備設計)・・・・・・・・・	1 2
	様式1-2 リサイクル計画書 (詳細設計)・・・・・・・・・・・・	1 3
	様式1-3 リサイクル計画書(積算段階)・・・・・・・・・・・・	1 4
	様式2-1 リサイクル阻害要因説明書(当初・変更)・・・・・・・・・	16
	様式2-2 リサイクル阻害要因説明書(集計用)・・・・・・・・・・・	18
<参	\$考資料>	
	再生資源利用計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 2
	再生資源利用促進計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 3
	再生資源利用実施書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 4
	再生資源利用促進実施書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 5
	ガイドラインフロー図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 6
	建設リサイクル法取扱フロー図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 7
	〈参考〉重量換算係数 (トン/m³) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ :	2 8
	法第12条第1項に基づく書面(建設リサイクル法第12条)・・・・・・・・	2 9
	別表1 分別解体等の計画等(建築物に係る解体工事)・・・・・・・・・・・	3 0
	別表 2 分別解体等の計画等(建築物に係る新築工事等)・・・・・・・・	3 1
	別表3 分別解体等の計画等(土木工事等)・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2
	再資源化等報告書(建設リサイクル法第18条)・・・・・・・・・・・・・・・	3 3
	通知書(建設リサイクル法第11条)・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4

1 目的

千葉県建設リサイクル推進計画2016の目標値を達成するためには、建設事業の初期の段階から実施の各段階において、リサイクル計画を検討・チェックすることにより、リサイクル原則化ルールの徹底など公共工事発注者の責務の徹底を図ることが必要である。

このため、本ガイドラインは、リサイクル計画書及びリサイクル阻害要因説明書の作成など、建設事業の計画から設計、積算、完了の各段階における具体的な実施事項を取りまとめたものである。

2 対象事業

千葉県が行う建設工事等(受託事業を含む)を対象とする。

3 実施事項

(1) 体制の整備

対象事業を実施する本庁関係課及び関係出先機関(以下「各機関」という。)は、リサイクル等の徹底を図るため、別添「リサイクル検討会設置要綱作成例」を参考に、リサイクル検討会を設置する。

(2) リサイクル計画書等の作成

各機関は、リサイクル状況を把握し、リサイクルのより一層の徹底に向けた 検討や調整を行うため、次の書類を作成し、又は特記仕様書等にその作成を記 載するものとする。

① リサイクル計画書(様式1-1、様式1-2、様式1-3)

(ア)目的

建設副産物の発生抑制・減量化・再資源化等の検討・調整状況を把握する。

(イ) 作成時期及び作成者

- a 設計業務(概略設計、予備設計(営繕工事等は基本設計)、詳細設計 (同実施設計))の実施時点(設計金額によらず、全ての建設工事が対象)
 - ・リサイクル計画書を業務成果として、設計者(設計業務の受注者)が リサイクル計画書(概略設計・予備設計)(様式1-1)又はリサイクル計画書(詳細設計)(様式1-2)を作成する。

- b 設計・積算の実施時点(設計金額100万円以上の建設工事が対象)
 - ・各機関の当該工事担当者がリサイクル計画書(積算段階)(様式1 -3)を作成する。
- ②リサイクル阻害要因説明書(様式2-1)

(ア) 目的

建設資材の再生資源利用率又は建設副産物の有効利用率若しくは再生資源利用促進率がリサイクル阻害要因説明書の作成の判断基準に該当する場合にその原因を把握する。

- (イ) 作成時期及び作成者(設計金額100万円以上の建設工事が対象)
 - a 設計・積算の実施時点(当初)
 - ・各機関の当該工事担当者が作成する。
 - b 工事施工段階(変更)
 - ・工事施工段階において当該工事担当者が再度作成する。
- (ウ) リサイクル阻害要因説明書の作成の判断基準
 - a 設計・積算の実施時点(当初)
 - ・リサイクル計画書(積算段階)(様式1-3)の2.建設資材利用計画のいずれかの建設資材の再生資源利用率又は3.建設副産物搬出計画のいずれかの建設副産物の種類の有効利用率が、それぞれ次の表に掲げる目標値に達しない場合
 - b 工事施工段階(変更)
 - ・再生資源利用計画書の2.建設資材利用計画のいずれかの建設資材の再生資源利用率又は再生資材利用促進計画書の2.建設副産物搬出計画のいずれかの建設副産物の種類の再生資源利用促進率が、それぞれ次の表に掲げる目標値に達せず、かつ、設計・積算の実施時点から10%以上下がった場合

※建設資材利用計画

建設資材	再生資源利用率の目標値
土砂	88%
砕石	8 8 %
アスファルト・コンクリート	1 0 0 %

※建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	有効利用率及び再生資源利用促進率
	の目標値
アスファルト・コンクリート塊	100%

コンクリート塊	1 0 0 %
建設発生木材	9 7 %
建設汚泥	9 9 %
建設混合廃棄物	6 0 %
建設発生土	8 0 %

③再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書並びに再生資源利用実施書 及び再生資源利用促進実施書

(ア)目的

建設資材の利用又は建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず、建設 工事を施工する場合において、リサイクルの実施状況を把握する。

(イ) 作成時期及び作成者

- a 建設工事の着手時
 - ・各機関から請負金額100万円以上の建設工事を請け負った元請業者が、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、 施工計画書に含めて提出する。

b 建設工事の完成時

・各機関から最終請負金額100万円以上の建設工事を請け負った元 請業者が、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成 し、建設副産物情報交換システム工事登録証明書と共に提出する。 なお、当該工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以 下「建設リサイクル法」という。)に基づく対象建設工事である場合 は、同法第18条の規定による発注者への報告を兼ねるものとする。

(ウ) 作成方法

再生資源利用計画書等は、建設副産物情報交換システム(COBRIS) を用いて作成する。

(3) リサイクルの徹底に向けた検討・調整等

各機関は、リサイクルのより一層の徹底に向け、以下の各段階において、それぞれに定める検討・調整等を行う。

①設計業務の実施時点

- ・発生抑制・減量化・再使用・再生利用の促進に資する工法等の検討を行う。
- ・特に発生抑制に資する設計や工法等を積極的に採用する。
- ・発生抑制・減量化・再使用・再生利用の促進の観点から、有効利用が可能な 建設発生土等については、他の建設工事発注機関も含めた利用調整を図る。
- ・4-(1) -①に掲げるときには、リサイクル検討会で目標値の達成に向けた検討・調整を行う。

②設計・積算の実施時点

- ・発生抑制・減量化・再使用・再生利用の促進に資する工法等の検討を行う。
- ・特に発生抑制に資する発注計画、設計や工法等を積極的に採用する。
- ・4-(1)-2-(7) 又は(イ)に掲げる場合には、リサイクル検討会で目標値の達成に向けた検討・調整を行う。
- ・リサイクル検討会が開催された場合、リサイクル検討会事務局は、リサイクル阻害要因説明書(様式2-1)により速やかに県土整備部技術管理課に報告する。報告後、必要に応じて県土整備部技術管理課と建設リサイクルの推進に関する協議を行うものとする。
- ・有効利用が可能な建設発生土等については、建設発生土情報交換システム等を利用し、工事間利用による有効利用を促進するため、他の建設工事発 注機関も含めた利用調整を図る。
- ・検討・調整の結果を設計・積算に反映させる。
- ・リサイクル計画書及びリサイクル阻害要因説明書(作成の判断基準に該当する場合に限る。)を設計書に添付し、決裁を受ける。

③工事契約前

・工事担当者は、当該工事が建設リサイクル法に基づく対象建設工事である場合は、『「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)の施行に伴う公共工事の取扱い』に基づき、同法第12条の規定により、落札者(受注者となろうとする業者)が作成した書面により説明を受け、交付された書面が適切であることを確認した後、速やかにその旨を契約担当者に報告する。

④工事着手前

・工事担当者は、当該工事が建設リサイクル法に基づく対象建設工事である場合は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)第11条に基づく地方公共団体から都道府県知事への対象建設工事の通知に関する取扱要領」に基づき、同法第11条の規定により、工事に着手する前に都道府県知事等に通知する。

⑤工事施工段階

- ・4-(1)-3-(7) 又は (イ) に掲げるときには、再度リサイクル検討会で目標値の達成に向けた検討・調整を行う。
- ・リサイクル検討会が開催された場合、リサイクル検討会事務局は、リサイクル阻害要因説明書(様式2-1)により速やかに県土整備部技術管理課へ報告する。報告後、必要に応じて県土整備部技術管理課と建設リサイクルの推進に関する協議を行うものとする。
- ・変更設計書にリサイクル阻害要因説明書(様式2-1)を添付し、決裁を 受ける。

⑥工事完了時点

・建設資材の利用又は建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず、最終請

負金額100万円以上の全ての建設工事について、各機関は受注者から提出される再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書並びに建設副産物情報交換システム工事登録証明書を確認する。

- ⑦リサイクル実施状況の取りまとめ
 - ・各機関は、リサイクル阻害要因説明書(集計用)(様式2-2)を年度毎に 取りまとめの上、本庁関係課にあっては、千葉県建設副産物対策協議会事 務局(県土整備部技術管理課)に、関係出先機関にあっては、各地区建設副 産物対策連絡協議会で取りまとめの上、同事務局に電子データにより提出 する。なお、提出期限などの詳細については、県土整備部技術管理課から 連絡を行う。
 - ・県土整備部技術管理課においては、設計・積算の実施時点又は工事施工段 階に報告のあったリサイクル阻害要因説明書及び上記の取りまとめ結果を 基に、必要に応じ、建設リサイクルの推進に向けた検討を実施する。

4 適用基準

(1) リサイクル検討会の開催

リサイクル検討会は、次の①から③までに掲げる時点に応じ、それぞれ当該 ①から③までに定めるときに開催する。

- ①設計業務(概略、予備、詳細設計等)の実施時点
 - ・費用対効果、環境、工事期間、地元事情等を考慮し、各機関の長が検討・ 調整が必要であると認めるとき
- ②設計・積算の実施時点
 - (ア) 当該工事が、3-(2)-2-(0)-a に掲げる場合に該当し、次の表の左欄に掲げる建設資材及び建設副産物の種類のいずれかが同表の右欄に掲げる規模以上であるとき
 - (イ) 当該工事が、3-(2)-②-(ウ)-aに掲げる場合に該当し、特に 建設副産物対策上重要な工事であって各機関の長が検討・調整が必要で あると認めるとき

③工事施工段階

(ア)設計・積算の実施時点においてリサイクル検討会を開催した建設工事が、工事施工段階においても次の表の左欄に掲げる建設資材及び建設副産物の種類のいずれかが同表の右欄に掲げる規模以上であり、再生資源利用計画書の2.建設資材利用計画のいずれかの建設資材の再生資源利用率又は再生資材利用促進計画書の2.建設副産物搬出計画のいずれかの建設副産物の種類の再生資源利用促進率が、設計・積算の実施時点の

それぞれの再生資源利用率又は有効利用率に対して10%以上下がった とき

(イ) 当該工事が、3-(2)-②-(ウ)-bに掲げる場合に該当し、特に 建設副産物対策上重要な工事であって各機関の長が検討・調整が必要で あると認めるとき

※建設資材利用計画

建設資材	規模(利用量)
土砂	1 0 0 m ³
砕石	5 0 0 t
アスファルト・コンクリート	2 0 0 t

※建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	規模(発生量)
建設発生土	1 0 0 m ³
アスファルト・コンクリート塊、コ	合計 2 0 0 t
ンクリート塊、建設発生木材	
建設汚泥	2 0 0 t
建設混合廃棄物	2 0 0 t

(2)特例事項

災害応急等の緊急を要する建設工事等の場合、設計金額にかかわらず次の事項を省略することができる。

- ・リサイクル計画書(設計段階) (様式1-3) の作成
- ・リサイクル阻害要因説明書(様式2-1)の作成

5 その他

工事内容を変更する際には、個々のケースにより必要な段階まで遡って検討・ 調整等を改めて実施する。

附則

このガイドラインは、平成29年4月1日から施行する。

附則

このガイドラインは、平成30年4月1日から施行する。

附則

このガイドラインは、平成31年4月1日から施行する。

< 別添及び様式 >

〇〇〇リサイクル検討会設置要綱

1 目的

建設リサイクルの推進において、千葉県の行う建設工事が先導的役割を果たすため、建設副産物の発生抑制、再生利用、適正処理等の徹底を図ることを目的に〇〇〇リサイクル検討会を設置する。

2 組織

- (1)○○○リサイクル検討会は、会長及び会員をもって構成する。
- (2) ○○○リサイクル検討会の会長は、○○○○をもって充てる。
- (3) ○○○リサイクル検討会の会員は、○○○、○○○、○○○○及び会長が 必要と認めたものを会員とする。

3 所掌事項

- (1) 事業の各段階における、リサイクル状況の把握・検討・調整・指示等
 - ア 設計業務の実施時点

発生抑制・減量化・再使用・再生利用の促進の観点から、工法等の改善処置の要否について検討し、他機関との利用調整を図る。

イ 設計・積算の実施時点

リサイクル阻害要因説明書について、「千葉県建設リサイクル推進計画 2016ガイドライン」の目標値の達成に向けた検討・調整を行う。また検討内容及び結果をリサイクル阻害要因説明書により県土整備部技術管理課に報告する。

ウ 工事施工段階

リサイクル阻害要因説明書について、「千葉県建設リサイクル推進計画 2016ガイドライン」の目標値の達成に向けた検討・調整を行う。また検討内容及び結果をリサイクル阻害要因説明書により県土整備部技術管理課に報告する。

(2) その他建設リサイクルの推進に関する事項

4 事務局

○○○リサイクル検討会の事務局は調整課(相当課室班)に置く。

5 その他

この要綱に定めるもののほか、運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

(留意事項)

- ・2-(2)の会長は、本庁関係課にあっては、課内で指名するものとする。 関係出先機関にあっては、技術次長(相当職)とする。
- ・2-(3)の会員は、本庁関係課にあっては、若干名とする。 関係出先機関にあっては、会長以外の技術次長、検査監、調整課長等(相当職)及 び会長が必要と認めたものとする。

(概略設計・予備設計) ₩ 画 詍 クル -+ -

業務成果として、設計業務の受注者が作成し報告書に添付

1. 事業(工事)概要	
発 注 機 関 名	事業(工事)名
事業(工事)施工場所	事業(工事)着手予定時期
事業(工事)概要等	

建設資材利用計画 ď.

孝				
備				
⑤再生資源利用率 (②+③) /①×100	%	%	%	%
〕 新材利用 可能量	加口m3	~ 4	~ 4	スイ
再生材利用 可能量	地山m3	\ \	\ \	<i>→</i>
② 現場内利用 可能量	地山m3	7 1	7 1	7 1
① 利 用 量	Em口附	\ \	\ \	ハ <u>イ</u>
建設質材	平 一	孙	1777111 • 12711-1	
	設 資 材 ① 利 用 量 ② 現場内利用 ③ 再生材利用 ④ 新材利用 ⑤再生資源利用率 備 可能量 可能量 可能量 (②+③)/①×100	設 賞 材 ① 利 用 量 ② 現場内利用 ① 再生材利用 ② 再生材利用 ② 再生材利用 ② 第4利用 ② (②+③) / ①×100 《 再生資源利用率 備 砂 本地Lm3 地Lm3 地Lm3<	設 賞 村 ① 利 用 量 ② 現場内利用 ③ 再生材利用 ④ 新材利用 ⑤ 再生資源利用率 (⑦+③)/①×100 備 の 2 1 3 2 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	L N A

最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。 *

建設副弃物機出計画 . თ

. 建成制生物械试制	三							
建設副産物の種類	⑥ 発 生	曹	現場內利用 可能量	8 他工事への 搬出可能量	(9) 再資源化施設への搬出可能量	⑩ 最終処分量	①現場内利用率(⑦/⑥) ×100	備考
建設発生土		地山m3	和山m3	地口m3	m3 —	加口m3	%	
コンクリート塊		\ \	7 1	· 4	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	ľ	%	
アスファルト・コンクリート塊		\ \	7 1	۲ ۸	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	T	%	
建 設 汚 泥		۲ \	7 1	? 4	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	T	%	
建設混合廃棄物		7 \	7 1	· 4	\ \	I	%	
取りこわし建物		件	1	1	ı	ı	I	

地図、航空写真、踏査等から検討する。 利用可能量等は、現時点で算出可能なものとする。 建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。 ***

(詳細設計) 卌 画 盂 クラ コキィ

設計概要

襚

注

彩

厳

設

業務成果として、設計業務の受注者が作成し報告書に添付 名 工事着手予定時期 111111 11111 奏 所 糠 翢 鄵

建設資材利用計画 ď

注 設 賞 材 ① 利 用 量 ② 現場内利用 ③ 再生材利用 ④ 新材利用 ⑤再生資源利用率 備 考 考 土 砂 地山m3 地山m3 地山m3 地山m3 地山m3 地山m3 株山m3 株山m3			п					
(全球人ではいます) 性 設 質 材 ① 利 用 量 の 現場内利用 ③ 再生材利用 ④ 新材利用 ② 再生 検利用 ② 再生検利用 ② 第十年 ② + ③ + ② 100 C		丼						
た正人 17 7 ルト・コングリート 大ファルト・コングリート (3 現場内利用 (3) 再生材利用 (4) 新材利用 (5) 新柱利用 (5) 新柱利用 (5) 新柱利用 (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5) (5)		備						
(全球気がで) 777ルト・コングリート 性 設 質 材 ① 利 用 量 ② 現場内利用 ③ 再生材利用 ④ 新材利用 日能量 可能量 可能量 可能量 可能量 可能量 可能量 可能量 不		再生資源 ②+③)/	%	%	%	%		
(本記人内で17月10日) 性 設 質 材 ① 利 用 量 の 現場内利用 ③ 再生材利用 ① 可能量 口) 新材利 可	部门m3	イイ	ハイ	\ _		
体配 (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)		再生材利用 (可能量	km 口解	~ ~	<i>→</i>	\ -		
<th (1)="" 12="" colspan="2" of="" property="" text="" th="" the="" 日="" 目="" 目<=""><th></th><th>現場內利用 可能量</th><th>部门m3</th><th>ハイ</th><th>ハイ</th><th>~ ~</th></th>	<th></th> <th>現場內利用 可能量</th> <th>部门m3</th> <th>ハイ</th> <th>ハイ</th> <th>~ ~</th>			現場內利用 可能量	部门m3	ハイ	ハイ	~ ~
	-)利用量(m T m m 3	~ 4	\ 	\ 		
	표정 보이 지나 나의	設質木	多		-116/c= 11/1/			
		垂	H	垫	\times			

最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。 *

建設副在物域出計画 ď

	苑											
	備											
	川用率 ×100	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	①現場内利用率(⑦/⑥) ×100											
	最終処分量	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	-	1	1	_	I
	(10)							ント	ンイ	ンイ	トン	<i>></i> , ∠
	⑨ 再資源化施設一の搬出可能量			_	I	1	_					
	他工事への 搬出可能量	地山m3	和山地3	地山地3	和山地3	据山m3	和山m3	~ ~	ハ	ハ	イイ	\ _
	利用 8 可能量	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	ンイ	ン	ン	ンイ	ハイ
	現場内											
	事	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	地山m3	\ \ \	ハ <u>イ</u>	ハ	\ \	ハ エ
	発生											
뚄따라(보기) MK 나 미 디	物の種類	建設発生土	建設発生土	建設発生土	建設発生土	(浚渫土)	111111111111111111111111111111111111111	一ト塊	ンクリート塊	生木材	汚 泥	. 廃 槧 物
	建設副産物	(神) 第1種	第2種	第3種	光 第4種	泥土	√ □	コンクリ	アスファルト・コンク	建設発	建設	建設混合

建設発生土の区分 (既存資料から判断するもとする) *

(第3種建設発生土を除く)

・・・浚渫士のうち概ねac2以下のもの。 ④第4種建設発生土・・・粘性土及びこれらに準ずるもの。 ⑤泥土(浚渫土) ・・・浚渫土のうち概ねqc2以下のもの

①第1種建設発生土・・・砂、礫及びこれらに準ずるもの。 ②第2種建設発生土・・・砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。 ③第3種建設発生土・・・砂質土、礫質土及びこれらに準ずるもの。 ③第3種建設発生土・・・通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。

*** * ***

建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。 利用・搬出可能量は、現時点で算出可能なものを記載する。 建設副産物の搬出計画について、基本的には全量を再利用することを原則として計画する。

工事担当者が作成し、設計書に添付

卌 阃 疝 $\stackrel{\text{\tiny }}{=}$ 7 \checkmark

蕣 (**季日**) 業

名	定)	
垂	月 (予	
Н	工期	
名	所	糠
图	繒	海
注 機	Н	斯
発泊	施	★ 日
1/1/	Ţ	1 1

建設資材利用計画 Ø

	_	_	_	_	
	備考				
	再生資源利用率 (②+③) /①×100	%	%	%	%
	④ 新材利用量⑤	和山地3	ンイ	ンイ	ンイ
	③ 再生材利用量 (m 口 m 3	\ \ \	\ \ \	スイ
	② 現場內利用量 (和山m3	イ	イ	ンベ
	① 利用量	和口m3	\ \ \	\ \ \	<i>∧</i>
6. 建欧克彻利加川	建設資材	径 干	砕	アスファルト ・コンクリート	

アスファルト・コンクリートの欄には、車道排水性及び歩道透水性舗装用アスファルト混合物の利用量は含めないものとする。 最下段には、その他の再生資材を使用する場合に記入する。 **※**

建設副産物搬出計画 თ

			┦ 			%%%%%% % % ****************************
推 Lim3 推 Lim3 推 Lim3 推 Lim3 推 Lim3	地山m3 地山m3 地山m3 地山m3 地山m3 地山m3	地山m3 地山m3 地山m3 地山m3 地山m3 ————————————————————————————————————	推山m3 推山m3 推山m3 推山m3 推山m3 ————————————————————————————————————	1m3 1m3 1m3 1m3 1m3	1m3 1m3 1m3 1m3	1m3 1m3 1m3 1m3
		1 1				
Mailling Mailling Mailling Mailling Mailling Mailling Mailling Mailling Mailling Mailling			超山m3 地山m3 地山m3 地山m3 地山m3 トン	地口m3 地口m3 地口m3 地口m3 地口m3 人 ン	地口m3 地口m3 地口m3 地口m3 地口m3 地口m3	推口m3 推口m3 推口m3 推口m3 上ン トン
			推口m3 推口m3 推口m3 推口m3	推し山m3 推し山m3 推し山m3 十 人 人 トン	推しm3 指しm3 指しm3 指しm3 トン	推しm3 推しm3 推しm3 推しm3 十 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /
			地口m3 地口m3 地口m3 トン	地口m3 地口m3 地口m3 トン トン	地口m3 地口m3 地口m3 トンマ トンマ	地口m3 地口m3 地口m3 トン トン ト
			A イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イン・イ	A L L L L L L L L L L L L L L L L L L	接口 m3	地口m3 地口m3 地口m3 トン イ トン イ
是 W U E M D D D D D D D D D D D D D	世中 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	地山m3 トン —		1 1 1		
	 - -		22			

^{*}

^{*}

⁽第3種建設発生土を除く) 建設発生土の区分(既存資料から判断するもとする) ①第1種建設発生土・・・砂、礫及びこれらに準ずるもの。 ②第2種建設発生土・・・砂質士、礫質士及びこれらに準ずるもの。 ③第3種建設発生土・・・砂質士、礫質士及びこれらに準ずるもの。 ③第3種建設発生土・・・通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの。 建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。 建設発生木材の中には、伐開除根材及び剪定材を含む。 建設発生木材の中には、伐開除根材及び調定材を含む。 建設発生木材の中には、伐開除根材及び調度を含む。 建設発生木材の中には、位用除根材及び調度を含む。 (①ストックヤードへの機出量」には、他工事に再利用されることが予定される場合のみ記入する。 「他工事」には、他機関の公共工事や民間工事も含む。

^{}****

リサイクル阻害要因説明書 (当初・変更)

目標値に達しない場合に作成し、設計書に添付

								様ェ	t2-1
発注機関名		工事	名						
施工場所		工	期						
工 事 概 要	•								
リサイクル検討会 実 施 年 月 日実施(当初・変更		技術管 報告年			年	月	日報告	(当初・	変更)
I . 建設資材利用計画									
建設資材	土		砂	石	卆	石	アスファ	·ルト • コン	クリート
【] 内:目標値 () 内:再生資源利用率		88	%]	[88	%]	[100	%]
再生資源利用率の目標値を達成できない理由	(%)	(%)	(%)
再生材の供給場所がない									
再生材の規格が仕様に適合しない									
その他 (下の括弧内に記入)									
その他							•		
									_
Ⅱ. 建設副産物搬出計画									
ロ・ 建設配産物版山市画 1.建設発生土、コンクリート塊、アスファバ	L	コン	カ11 —	ト曲					
建設副産物		ー <i>〉</i> 殳発 5		ı —	ノクリー	一人抽	アフフッパ	·ト・コンク	11~1/曲
	_	x先日 80	ел %]			%]	Γ / Δ/), ,		%]
()内:有効利用率又は再生資源利用促進率 目標値を達成できない理由	_	80		[100		_	100	%)
1	(%)	(%)	(70)
他に再利用できる現場がない 再利用できる現場の要求する規格に適合しない									
有害物質が混入している									
再資源化施設がない									
その他(下の括弧内に記入)									
その他									
									_

2. 建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物

建設副産物	趸	主設 汚	泥	建	設発生	木材	建調	没混合廃	棄物
	[99	%]	[97	%]	[60	%]
目標値を達成できない理由	(%)	(%)	(%)
他に再利用できる現場がない									
再利用できる現場の要求する規格に適合しない									
有害物質が混入している									
再資源化施設がない									
その他 (下の括弧内に記入)									

	_

注)それぞれの品目で再生資源利用率、有効利用率又は再生資源利用促進率が、それぞれの目標値に 達しない場合は、該当品目の理由の欄に○印を付ける。

理由の欄に該当するものがない場合には、「その他」の欄に〇印を付け、下の括弧内に具体的 に記述する。

※本様式は、県土整備部技術管理課へのリサイクル検討会の実施報告様式を兼ねる。

リサイクル阻害要因説明書 (集計用)

調整担当が年度毎に取りまとめのうえ協議会に提出

様式2-2

発注機関名・地区建設副産物対策連絡協議会名	
区分	年度

- ※年度ごとに、リサイクル阻害要因説明書を各発注機関ごとに集計、検討し、本庁関係課にあっては、 千葉県建設副産物対策協議会事務局に、関係出先機関等にあっては、 地区建設副産物対策連絡協議会に提出する。 ※地区建設副産物対策連絡協議会は、各発注機関から提出されたものを集計し、 千葉県建設副産物対策協議会事務局に提出する。

I. 建設資材利用計画

建 設 資 材 []内:目標値	土	砂	砕	石	アスファルト・	コンクリート
目標値を達成できない理由	[8	88 %]	[8	88 %]	[100	%]
再生材の供給場所がない		件		件		件
再生材の規格が仕様に適合しない		件		件		件
その他 (下の括弧内に記入)		件		件		件

そ	\mathcal{O}	4	打

Ⅱ. 建設副産物搬出計画・実績

1. 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

建 設 副 産 物 []内:目標値	建設発生土		アスファルト・コンクリート塊
目標値を達成できない理由	[80 %]	[100 %]	[100 %]
他に再利用できる現場がない	件	件	件
再利用できる現場の要求する規格に適合しない	件	件	件
有害物質が混入している	件	件	件
再資源化施設がない	件	件	件
その他(下の括弧内に記入)	件	件	件

2	σ	4	1
~	<i>ひノ'</i>	nı	J,

2. 建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物

建 設 副 産 物 []内:目標値	建設汚泥	建設発生木材	建設混合廃棄物
目標値を達成できない理由	[99 %]	[97 %]	[60 %]
他に再利用できる現場がない	件	件	件
再利用できる現場の要求する規格に適合しない	件	件	件
有害物質が混入している	件	件	件
再資源化施設がない	件	件	件
その他 (下の括弧内に記入)	件	件	件

その他	

Ⅲ. 対策・意見等

< 参 考 資 料 >

		п			型 型 型 型 型 型 型 型	3.0.0 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	9. その他 結構です。	再生資源	利用率 B/A×100	%	%	%	%	%	8	%	%	% 3	%	%	%	%	%!%	%	%	%	%	%	
	⊒ □ □	記入年月日 H 年 工事責任者	調査票記入者			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	所 なくても		任所与一下 *4				:- :- :- :-					-											コード・9 降工条件について 1. 再生材の利用の指示なり 2. 再生材の利用の指示なし
(和別表」対応版- 	請負金社コード*2			н Н Н Н Н	国 養	構 造 1.鉄骨鉄筋12/1- (数字ICOをOける) 4.1がリート7 19/16 使 途 1.居住専用 (数字ICOをOける) 4.1 店住専用	につい		再生資材の供給元場所住所																				コード・40 海中 (本人の 1 - 1 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 - 2 -
「建設リサイクル法第11条通知別表」	-	大臣 紅事		左記金額のうち特定建設資材廃棄物の 手 百十 ギ 五十 十 1 万円 幸 達の 終 末 3		平成 年 月 日 日 本		場合に記入してください)																					単生生コン (Copteを材か) 単生生コン (Copteを材か) 手生生コン (Apple は ない) 上次製品 (Copteを材) 子を他
[建設リサイクルガイドライン」、 本人番号	請負会社名	建設業許可 または 解体工事業登録	会社所在地	年 章 十 年 章 十 億 億 億 億 万 万 万 万 1万 円 未満四捨五人 1 1 7 円 (税込み)				(再生資材を利用した場	供給元 施工条件 生資材の供給元施設、工事等の名称 積類 内容 コード8:コード8:コード																				コード・7 コード・
事用一-	エック欄			工事種別コード*3 請負金額 億	在所 1			与生資材の利用状況	<u>#</u>	\frac{1}{2}	トン	ンイン・	7.4	<u>٠</u>	٠ ٠	3	٠	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	備のms 締めm3	締めm3	m3 m3	m3	λ.	₹	У У	₹	٠	2 2	20.7.7 内臓療験 外面は上 日 3.7.7.4.8 6.その音
建設資材搬入工	発注担当者子	 * 			# L	施工条件の内容 (再生資源の利 用に関する特記 車項等)	/K.X.L	左記のうち、月	再生資材の名称 再生資材利用量(B. コード*7 小数点第三位まで											8									1 - F + 6 1 - F + 7 1 - F + 7
		発注機関コ			市 町区 本			の利用が	途 A 用 量(A) 小数点第三位まで	7 7	ス	7.7	7 7	<u>≯</u>	2 2		7	ンプ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	##ØJm3 ##Øm3	締めm3	m3 m3	m3	<u> </u>	\frac{1}{2}	<u> </u>	\frac{1}{2}	22	7 3	生音材1) 1年4枚1) 1年4枚1) 2集品(Coj生音材) 2集品(Coj生音材) 5 2集品(その他再生材) 5 2集品(その他再生材) 5 2ま品(サラル)
再生資源利用計画書					朝 中 田		_	オ(新材を	まな利用用途 コード*6 /		수 計		수 計		- to			盂		무		幸		무		福		本	(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)
様式1・イ 再	1.工事概要	発注機関名		日事名	工事施工場所	工事概要等	2. 建設資材利用計画	建設資本	か 類 小分類 コード*5	4 - (・6ぐロ		11 15		松 本		_	+Wz-	á	ĝ H		华		名 Markinn の ・	_	対 石膏ボード 本		そのもの細胞数を		1 - 1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1

一建設副産物搬出工事用一 再生資源利用促進計画書 様式2 - ロ

2 / 2

— H



再生資源利用 促 進 率 2+3+5 (%)

— H	1. 工事概要		(榛式	t1) [5]	表面(様式1)に必ずご記入下さい	しない						建築工事において、 新築分の数量を区分		と新築工事を一体的に施工す それぞれ別に様式を作成して	解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分 し、それぞれ別に様式を作成して下さい。	か	
2. 建昌	設副産	建設副産物搬出計画	二	l=							I						
建設の	海縣	①発生量			4利用	減量	\vdash	道	場外	養田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	コロコロ	۲					
場別		_	幾	現場内利の利用書	利用		<u>Ц</u>	搬出先名称		椢	搬出先場所住所	【任所二二	だ] 運搬距離	搬出先 の種類	4.現場外搬出量	うち現場内	
0	の性状	=(2)+(3)+(4) 小数点第三位まで	10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	を 本記 日本 重小数点第三位まで	(名) 小川田 : ついまが : 小数点第二 小数点第三位まで : 小数点第三位まで	 	_	fまで記入できます。3ヶ所以上に-る時は、用紙を換えて下さい。		を 内容		*4	十.国.士		小数点第三位まで	改良分小数点第三位まで	利用促
й У,	コンクリート場	2		7			搬出先1	12.	公共 民間公共 民間				 	Ē Ē	Ÿ 3	J. J.	
本本 発品 第一語 第一語 第一章	建設発生木材Aは、ボーバルと水場を			-			搬出先1	15	公共 民間 公主 早期					ξ Z	7.		
	がMetal Control Control アスファルト・ コンク・リート機	2 2		2 2	ļ		機出先1 輸出年2	15	公共民間公共民間公共					2 2	2 2 3	7 3	
#6.4 #6.4	その他がも類	2 2		2			搬出先1	11	公共民間公共民間					\$ \$	5 5 5		
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	建設発生木材目の木原の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の水の	2 2		2	2		搬出先1搬出先2	132	公共 民間公共 民間					ka ka	7 7 7		
想	建設汚泥	2		2	ļ		機出先1 トン 搬出先2	132	公共 民間公共 民間	<u></u>				km Km	7 7 7	5.5	ļ.,
4	金属くず						_	13	公共 民間公共 民間					Æ Æ	7.2		
_	部軸化ポニノが 雑甲	2 2					搬出先1	15	公共 民間 公井 民間					<u> </u>	7 7 3		
政 廃 (家恒	廃プラスチック (寒塩化ビニル管	2 -					搬出先1	15	公共民間公共民間						7.7.		
w :	- 権士公孫へ) 廃石恒ボード	2 2					機出先1	53	公共民間公共民間						2 2 2		
	新くず	1 2					兼田先 兼田先	13	公共 民間公共 民間公共 民間					Km Km	7 7 7		
J., 85	7%74 (飛動性)						搬出先1	15.2	公共 民間公共 民間	<u></u>				호호	Ϋ́ Ϋ́ Ϋ́		
\$\$	多於醫藥	7					搬出先1 搬出先2	13	公共 民間公共 民間					호호	7.7		
翻	混合状態の序列物 (建筑混合医発物)	٠ ۲					搬出先1 搬出先2	12	公共 民間公共 民間					km km	۲۷ ۲۷		
無觀	第一種強勢	推 加加。		地山四	i' 地山m³	3	搬出先1	12	公共 民間公共 民間					kin Kin	地山ms 地山ms	格山m3 格山m3	型型
無删	第二種建設条件土	提 上 加		地上m3		m,	搬出先1	13	公共 民間公共 民間					Æ Æ	地山m3 地山m3		
無觀	第三種建設発生土	地山m ³		地川邮	, , , , ,	8.	搬出先1	:2	公共 民間公共 民間					km	ε₩Π翰 ε₩Π翰	出出出。	型
	第四種種類的	是 是 是 是		地山四。		8	搬出先1搬出先2	:2	公共 民間公共 民間					km km	地山m3 地山m3	地山ms 地山ms	型 型
## + ##	後輩上じかの泥土	提 上 品		格山市		8	搬出先1 搬出先2	12	公共 民間公共 民間					k K	地山m3 地山m3		
	浚 渫 土 (建設玩記を除く)	地山m³		地山m ³		ε,	搬出先1 搬出先2	12	公共 民間公共 民間					km	- 地山m3 地山m3	地山ms 地山ms	
40	神	地山m3		格 正 配		8-									推出m3	格山市。	型
		□	2. 裏込材	244	□—ド*11	2. 脱水	□ 撰	・ド*12 ・条件について		□一ド*13 【建設廃棄物	物の場合】			【建設発生	生土の場合】		
(記) (記) (記) (記)	乗業物は記入 5条対策法に	4.4度形に存 4.4の施 ・一般廃棄物は記入しないで下さい。 ・土壌汚染対策法に基づき処理する土壌は記入しないで下さい。	士。 本	ころしないで下	3.大日約 4.その他 さい。	W	3 2 1	・ 有指定が入り、 ・ 名本期に指定されたもの) ・ 2 日指定的グ(もしくは準指定の分) ・ 6 会注時には指定されていないが、 ・ 8 注談に設計変更し指定処分とされたもの) ・ 3 目由処分	.t=t0)	1 売却 2 他の工事現場 3 広域認定制度に 4 中間処理施設 5 中間処理施設 6 中間処理施設 6 中間処理施設	による処理 (アスファルト (合材プラント (は一十つ)	8. 廃棄物最終 9. 廃棄物最終 -合材プラント) - 以外の再資源化施設) + イクル)	廃棄物最終処分場(海面処分場) 廃棄物最終処分場(內陸処分場) 施設)		1. 売却 他の工事現場 (内陸) 3. 他の工事現場 (海面) 7. だだし、廃業物最終処分場を除く 4. 土質な良プラント 5. 工事予定地。(仮監場・3.4.火・1・	6 工事予定地・仮置場 (再利用の目的がない) 7 採石場・砂利採取跡地 8 廃棄物場終処分場(9) 廃棄物最終処分場(10 土結場・廃土処分場	仮置場 的がない 採取跡地 分場(覆 分場(覆
										/. 中间处理/	施設(単純焼却)			=	利用の目的かある場合)		

ふ 5

※ 6.9.10~搬出した場合は、有効利用とみなされません。

H	中工具派心压未配置			 	法人番号 議員会社名 建設業許可 または 解体工事業参議 会社所在地 千百十 千百十	≥ ├─┤	確	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	H30/建設創	4 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日
	短 使	田 村	他工条件の内容 (再生資源の利 (用に関する特記 事項等)	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	期期 中 社 社 社 社 社 社 社 社 社 社 社 社 社 社 社 社 社 社	万円 (税込み) 月 日から 月 日まで	+ 百十 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	画	# 1	地 地 地 3. 条条等 6. 8. 条次等 6. 6. 条次等 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6. 6
設資材利用実施 建設資材(新 ^{類 (1)分類} (新	本 を を	利用状況) 用 量 (A) 対点第三位まで	左記のうち、再生資 _{再生資材の名称} _{コードメ} 小数点第三位ま	林の利用 (B)	状況 再生資材の供給元施設、	(再生資材を利用した場工事等の名称	15に記入してください) 指記 施工条件 種類 内容 下 28.2	7. ここいでは 元場所住	8. 病院診療所 積を御記入いただかな (住所立	IM I #
	古	222222222222		22222222222			0**		7*	8/A×100
	## ### ### ### ### ### ### ### ### ###	業 業 を		集業						8 9 8 9 8 9 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9
14-15-16 11 (1-12) (1	1 - 1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	2. 再生生コン (C の再生者が1) 4. 無理生コン (C の再生者が1) 4. 無理とコン (C の再生者が1) 8. 具世コン (C の再生者が1) 8. 具世コン (C の上者が1) 2. 有物コンパー二次製品 ((D - 品) 3. 細粒度アスコン (1 - 品) 3. 細粒度アスコン (1 - 品) 3. 第三種建設発生 4. 算回種建設発生 3. 第三種類発生 2. 4. 算回種建設発生 3. 第三様 (実成 - 品) (土 の		1 - F + 6		コード・7 コード・7 コード・7 コード・7 コープンリードについて (Cの 再生者付け) 2、再生生コン (Cの 再生者力) 4、再生生コン (Cの 再生者力) 6、再生生コン (Eの 再生力ン (Cの 再生力ン (Cの 再生力ン (Cの 再生力ン (Cの 再生力ン) 7・1 大型を (Dの 上型の (D) 1 大型 (2. 再生生コン (Co)再生存材M) 4. 再生生コン (Co)再生存材M) 6. 再生生コン (Co)再生存材M) 6. 再生無力が(Co)中上次製品 (Co)再生骨材) 4. その他 4. その他 4. その他 4. までがたフントーン次製品 (Co)再生骨材) 4. 年間 (A) 第二年 (A) 第二十 (A)	コード級 関係がある政権が下ついて 1、股級の対象 1、股級の対象 2、成の対象 2 、成の対象 2 、成の対 2	コード・9 施工条件の第二ので 2. 単生材の利用の指示あり 2. 単年材の利用の指示なし	

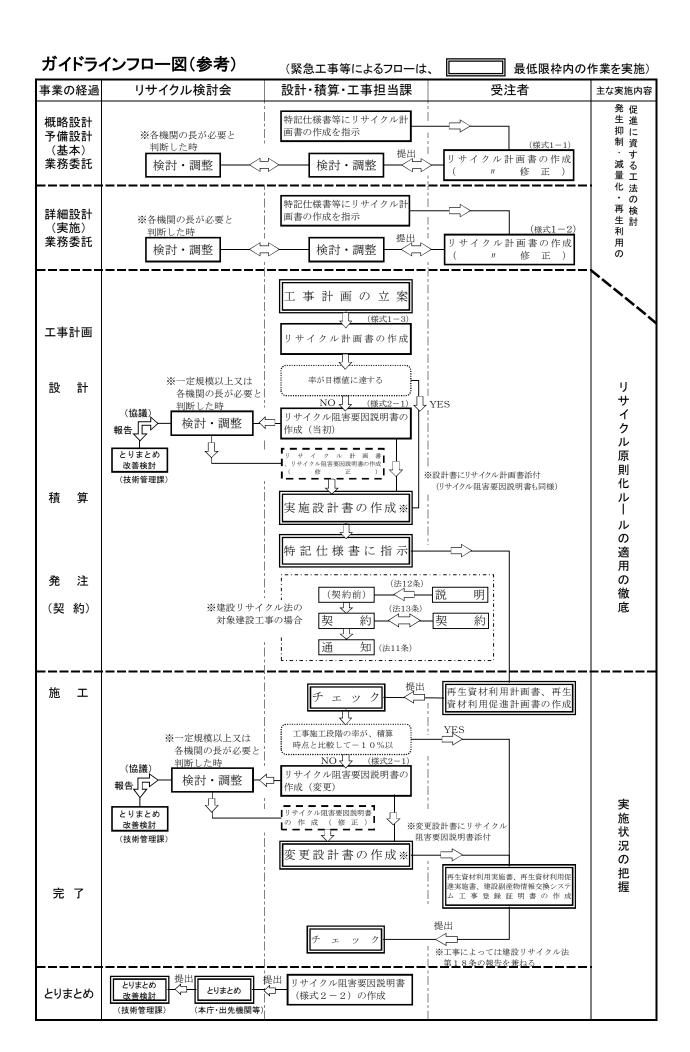
##2 再生資源利用促進実施書 - 建設副産物搬出工事用-

2. 建設副産物搬出実施

建築工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合は、解体分と 新築分の数量を区分し、それぞれ別に様式を作成して下さい。



の種類の	 	E	1			_	27. 24. 27.	数日にして	ر.						ĺ
		1	基内型	E	減量化						77 11 1997				促進率
場外總出時				24-18tg.m	· · · · · · · · · · · · · ·	搬出先名称	i.	施工条件の 搬出先	搬出先場所住所 「住所三二	-	運搬距離 影出条	4)現場外搬出量	うち現場内	Œ	
	=(2)+(3)+(4) コート教産第三位まで *	<u>3</u> €	本 五里 編=位まで →	ンの発動区 設職公 で数点第三位また	<u>;</u> ;;	2ヶ所まで記入できます。3ヶ月 わたる時は、用紙を換えて下	以上にいい。	内容 1-ド*12	*	+				用促進量	(2+@+@ (
⊩		_				搬出先1					L _ :		7		
	7		٠ <u>٠</u>	3		搬出先2	公共 民間				. k	. J	7	ĭ	%
			 -	,		搬出先1	公共 民間				Ē 2	7 :			č
7 7 7 7 1 1 L	2	$\frac{1}{1}$	2	2		被打公士 糖出朱1	公共 医闘					2 2	1	2	ş
コングントを	,		7	2							₽	7.7	7	2	%
1000000			\ -			搬出先1	公共 民間				. K	7. 7			
その他のためた	ゾ					一般出先2	公共 民間				km	1,5		3	%
建設発生木材B						搬出先1	公共 民間				Ē	\frac{1}{2}			
立木 M株材などが 所能がとなったもの)	ゾ			ゾ		搬出先2	公共 民間				km	۲۷		ゞ	%
# #						搬出先1	公共 民間				<u>후</u>	7.	7		
歴 欧 汐 北	ゾ			ゾ	7		公共 民間				km	۲۷	٠,	J.	%
#\ III 4						搬出先1	公共 民間				. km	7			
	7					搬出先2	公共 民間				km	ゾ		J.	%
盤						搬出先1	公共 民間				κm	· ·			
	7					搬出先2	公共 民間				km	ソイ		ゾ	%
						搬出先1	公共 民間				κm	٠.			
	3					搬出先2	公共 民間				<u>F</u>	· ·		7	%
						搬出先1	公共 民間				<u></u>	7			
NE HAR	7					搬出先2	公共 民間				EA.	٠,		3	%
						搬出先1	公共 民間 一		4		 F	Ÿ			
/ N week	.Υ.					搬出先2	公共 民間				 E	, ,			%
<u>የ</u> ኢ'አን						搬出先1	公共 民間				토	7			
(光数性)	7					搬出先2	公共 民間				<u>F</u>	<u>y</u>		٠,	%
であるない						搬出先1	公共 民間				Ā	7			
C4 bi JBBAchii	7					搬出先2	公共 民間				<u></u>	\frac{1}{2}		J	%
混合状態の客類						搬出先1	公共 民間					7			
CHANGED DEFEND	ふ					蒙 出先2	公共 民間		1	-	1			Ϋ́	%
# - H	ē					被出先!	公共 民間				Ā	発出品			
建設発生土	地山m ³		地田m。	地山山		搬出先2	公共 民間				Ē	地山mg		地山m3	%
無	•		;	,		搬出先1	公共 民間				토	地山ms			
開発を	地山m ³		地山m3	地山m ³		搬出先2	公共 民間				톤	地山mg		地山m3	%
紙	•					搬出先1	公共 民間				토	を出出地			
	地山m ³	-	地山m	地山叫		搬出先2	公共 民間				. km	地山m3		地山m3	%
	0					搬出先し	公共 医聞				 F	地山地			
	地山m″		地山m。	梅山m		振田先2 	公共民国				 E	地山mg		地山m ³	%
	•			•		搬出先!	公共 民間				토	権出出			
_	地山m ²	+	海田m,	地山m ²		搬出先2	公共民間・				-	地山m3		推Um3	%
	ē		,			搬出先	公共 民間		;		:				
(建設先記を除く)	地山m ²	+	地山m ³	地山m ²		搬出先2	- 公共 民間 -					地山m3	推出mg	地山m³	%
志 如			3	£										the lines	à
	mmar m		- EHE	E H								H		all Har	%
		0 #334		□ - 大光 - 上韓 -		ロード*12 お上が年10.7ト		□ - ド*13 『辞記成辞稿の担合』			##X.	5条件十分担合】			
		2. att.///		3 天日乾燥				1 売却	8 衛衛祭	是较加公理		メガルエンジャロ』	19年代を出土 9	新梅 - 21~44-1,	
£.	4 その街			4. その街		TC - 11		た 他の工事現場 に 域認定制度	発 (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8) (8)	3数核犯力場 3最終処分場		の工事現場 (内陸) の工事現場 (海面)	0 工事了先過 ((再利用の目的 7 採石場 (砂利採)	画場 Aryl-r がない場合) 取跡地等復旧事	; ##
- 最廃業物は記入 土壌汚染対策法に	、しないで下さい。 ・基づき処理する土1	壌は記入し	しないで下さし	°,		:		中国処理施設中間処理施設中中間処理施設中中間処理施設中間処理施設中間処理施設	・ト台材フラント) ・ト以外の再資源化施設) ・サイクル)		4.2. +HH,	ごだし、廃業物最終処分場を際く 質改良プラント 事予定地・仮閣場・スックケード 再利用の目的がある場合)	8 廃棄物服務配分 9 廃棄物服務配分 10 土格場 残土別	極(後エとした 地(後エ以外の) 心が地	2条人) そ入) でよう
											9 **	9.10~撤出した場合は、有効利用とみ	なされません。		
	の作状 カンクリート機	10 10 10 10 10 10 10 10	10 10 10 10 10 10 10 10				10 10 10 10 10 10 10 10	10 10 10 10 10 10 10 10	1982年 19	1997 1998 1997 1998 1999	1997 1998 1997 1998 1999	1997 1997	County C	Color Colo	Column C



建設リサイクル法取扱フロ一図(公共工事)

建設リサ

対象建設工事

特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建 設資材を使用する新築工事等であって、以下の規模以上のものが対象

・建築物の新築・増築 ・建築物の修繕・模様替等 その他の工作物(土木工事等) 請負代金

床面積の合計 80㎡ 床面積の合計 500㎡ 請負代金 1倍田 500万円 特定建設資材

・アスファルト・コンクリート

特定建設資材廃棄物

(アスファルト・コンクリート塊)

特定建設資材が廃棄物となったもの (コンクリート塊) (建設発生木材)

県におけ る建り法 に係る契 約に関す る通知・ 要領等

イクル法の用語の

解説

- 建設リサイクル法に係る契約事務等については、以下の通知等を参照の上、適切に実施すること
 ・「建設工事請負契約約款の一部改正について(通知)」(平成14年5月24日付け管理第132号)
 ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う契約事務手続について(通知)」(平成14年7月25日付け管理第246号、技第113号)
 - ・「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に伴う契約事務について(通知)」(平成22年3月29日付け技第660号)

- ・ 一葉泉歴史リサイクル実施要領 ・ 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)の施行に伴う公共工事の取扱い
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)第11条に基づく地方公共団体から都道府県知事への対象建設工事の通知に関する取扱要領

手続きフロー図

入札後

発注者

交付された書面が適切であることを確認する。



受注者(落札者)

以下の事項を書面に記載して交付して説明しなければならない。

・解体工事の場合は、解体する建築物等の構造・新築工事等の場合は、使用する特定建設資材の種類

事前説明(法第12条第1項)

- ・工事着手の時期及び工程の概要
- ・分別解体等の計画
- ・解体工事の場合は、解体する建築物等に用いられた 建設資材の量の見込み

※使用する様式は『「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサ イクル法)の施行に伴う公共工事の取扱い』で定める別紙1を参照すること。

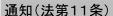
契約

書面による契約(法第13条)

契約書に以下の内容を記載し、署名又は記名押印をして相互に交 付しなければならない。

- 分別解体等の方法
- ・解体工事に要する費用 ・再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要する費用

※使用する様式は平成14年5月24日付け管理第132号の通知を参照すること ※記載内容は『「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイク ル法)の施行に伴う公共工事の取扱い』を参照すること。



工事をしようとするときは、あらかじめ、都道府県知事等にその旨 を通知しなければならない。

※使用する様式は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサ イクル法、第11条に基づく地方公共団体から都道府県知事への対象建設工事の通知に関する取扱要領」で定める別紙様式を参照すること。(受理機関で指定され ている場合はそれを使用)

契約書の記載内容を変更しようとする場合には、変更内容を書面

に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならな

書面による契約(法第13条)

契約書に以下の内容を記載し、署名又は記名押印をして相互に交 付しなければならない。

- 分別解体等の方法
- ・解体工事に要する費用 ・再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要する費用

※使用する様式は平成14年5月24日付け管理第132号の通知を参照すること ※記載内容は『「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)の施行に伴う公共工事の取扱い』を参照すること。

※元請業者と下請業者との間の契約も同様

告知(法第12条第2項)

他の建設業を営む者に請け負わせようとするときは、当該他の建 設業を営む者に対し、当該対象建設工事に法第10条第1項の規 定により届け出られた事項(法第11条の規定により通知された事 項)を告げなければならない。

※契約は法第13条の規定より行う。

分別解体等(法第9条)

対象建設工事の受注者や自主施工者は、正当な理由がある場 合を除き、分別解体等をしなければならない。

再資源化等(法第16条)

対象建設工事の受注者は、分別解体等に伴って生じた特定建設 資材廃棄物について再資源化をしなければならない。 (建設発生木材のみ条件によっては縮減が可能)

着手

再資源化等が適正に行われたことを確認する。

(変更契約)(法第13条第2項)



変更契約(法第13条第2項)

契約書の記載内容を変更しようとする場合には、変更内容を書面 に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならな



報告(法第18条第1項)

特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、以下の事 項を報告するとともに、記録を作成し、保存しなければならない。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地 ・再資源化等に要した費用

※使用する様式は『「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサ イクル法)の施行に伴う公共工事の取扱い』で定める別紙2を参照すること。(再生 資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書で兼ねられる。)

完了

<重量換算について>

体積から重量への換算は、個々の実態に基づいて記入してください。 実態値がない場合には、換算表(表10)を参考にして記入してください。

表10 〈参考〉重量換算係数(トン/m³)

	荷積み状態で	の換算値	実体積による換算値	産業廃棄物
	建廃ガイドライン値※注1	参考値	参考値	(環境省)
				※注2
建設汚泥	1. $2 \sim 1$. 6	1. 4	1. 4	1. 10
コンクリート塊	(建設廃材	1. 8	2.35 (無筋)	
アスファルト・	1.6~1.8)	1.8	2. 35	1. 48
コンクリート塊	1. 0 1. 0	1. 0	2. 55	
建設発生木材	$0.4 \sim 0.7$	0.5		0.55
建設混合廃棄物			0.24~0.30 ※注3	0. 26
砕石	_	_	2. 0 ※注4	_
廃プラスチック	_	_	1. 1	0.35
廃塩化ビニル 管・継手	_	200 ^{※注5} (kg/m³) (管・パイプ)		
廃石膏ボード	_	0.65~0.8 ※注6		0.30
紙くず	_	_	0.5	0.30
アスベスト	_	_	0.9	

- 注1) 建廃ガイドライン値:『「建設廃棄物処理ガイドライン」厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室監修』による値
- 注2) 産業廃棄物 (環境省): 『産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について』(環産廃発第 061227006 号) の別添2に示された換算係数。ただし、建設廃棄物に限定するものではないため、注意が必要。
- 注3) 建設混合廃棄物は(社)建設業協会及び(社)全国産業廃棄物協会の混合廃棄物組成分析調査結果による。
- 注4) 盛土状態での換算値。『「道路橋示方書・同解説」(社) 日本道路協会』等による値。
- 注5) 塩化ビニル管・継手協会のリサイクル協力会社における値。
- 注6)(社)石膏ボード工業会『石膏ボードハンドブック』による値。

(別紙1)

法第12条第1項に基づく書面

				年	月	日
(発注者)	様					
		_(郵便番号	_)		
		<u>住</u> 所 氏 名			———	
		電話番号	_	_		

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について、次のとおり説明します。

- 1 工事の名称
- 2 工事の場所
- 3 説明内容 添付資料のとおり
- 4 添付資料
 - ①別表 (別表 1~3のいずれかに必要事項を記載したもの)
 - □別表 1 (建築物に係る解体工事)
 - □別表 2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))
 - □別表 3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等))
 - ②工程の概要を示す資料
 - □工程表

/			١
1	/\	/1	- 1
١.	\rightarrow	4	

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物	物の構造			□鉄骨鉄筋コンクリート造 [吉 □コンクリートブロック造			ート造)
	建築物の	状況	築年数_ その他(年、棟数棟)
建築物に 関する 調査の結果	周辺状況		周辺にあ	oる施設 □住宅 □商業施記 □病院 □その他(『との最短距離 約 <u></u> m)	設 []学校)
				<u></u> 築物に関する調査の結果		工事	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -
	作業場所		作業場所 その他(所 □十分 □不十分)			
	搬出経路			□有() □無 &の幅員 約 <u>m</u> m □有 □無)			
建築物に関する	残存物品		□有 (□無)			
調査の結果 及び 工事着手前 に実施する	特定建設 資材への 付着物	石綿	□有□無	□ 飛歓性石綿(吹付け石綿、石綿含有吹付けロックウール等) □ 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床タイル等)		□ 飛散性石綿	に関する賭官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) の適正処理の実施 綿の適正処理の実施
措置の内容		その 他	□有□無	() [()			
	その他	石綿	□有□無	□ 飛散性石綿[吹付け](鉄骨等の特定建設 資材以外のものに吹付けられた石綿) □ 飛散性石綿(吹付けではない)(石綿を含 有する斯熱材、保恒材、耐火被覆材等) □ 非飛散性石綿(石綿含有スレート板等)		□ 飛散性石綿	に関する赭官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則) の適正処理の実施 綿の適正処理の実施
		その 他	□有□無	()			
I	工程		///	作業内容			分別解体等の方法
程 ごと の 作	備・内装材	才等		建築設備・内装材等の取りタ □有 □無	外し		□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
業 ②屋根ふ 内 容	き材			屋根ふき材の取り外し □有 □無			□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
及び 3外装材	・上部構造	造部分		外装材・上部構造部分の取 □有 □無	り壊し		□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
体 (4)基礎• 3 方	基礎ぐい			基礎・基礎ぐいの取り壊し □有 □無			□ 手作業□ 手作業・機械作業の併用
法 ⑤その他 ()			その他の取り壊し □有 □無			□ 手作業□ 手作業・機械作業の併用
工星	事の工程の	順序		□上の工程における①→② □その他(その他の場合の理由()→(3)→(4)の∥	頁序)))
□内装材	に木材が含	含まれる	る場合	①の工程における木材の分別にす □可 □不可 不可の場合の理由(支障と	なる建設資	材の事前の取り外し)
建築物に用い	られた建設資	材の量	の見込み	1 10 % 10 12 11 (
廃 特定建設				種類	量の	見込み	発生が見込まれる部分(注)
棄の量の見	込み及び 建築物の音	その発		□コンクリート塊			□① □② □③ □④ ✓ □⑤
生見				□アスファルト・コンクリート塊		۲.	
込量	r∋π./± -L-\1+-1-1	Artr 🗆 🗀	14a > 2-11 /	□建設発生木材	k 201 - 1		
(任) ①建筑	e設備・内装材	等 (2)屋	≦恨ふき材 (③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎	≣ <"\ \ (りその他	
備考 建設発生	木材 口無	<u>₩</u> □	有(契約書	小学 □有 □無)	_		

建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)

分別解体等の計画等

使	用する特別	定建設 の種類	資		リート ロコンクリート及て		ら成る建設資材
	121 0	建築物の	状況		ァルト・コンクリート □木 年、棟数 棟	\ 1/1	
)C)(10	,,,,,	その他()
	整築物に	周辺状況		周辺にあ	っる施設 □住宅 □商美	業施設	□学校
	関する 査の結果				□病院 □その他()
FJ/HJ .	且小加木			敷地境界	界との最短距離 約 <u></u> m	1	
				その他()		
				建築	薬物に関する調査の結果	Ę	工事着手前に実施する措置の内容
		作業場所			斤 □十分 □不十分		
		lán i Livoz ná		その他()		
		搬出経路		障害物			
					各の幅員 約m □有 □無		
				理子崎 その他(□有 □無		
	建築物に	特定建設		口有	/ □ 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿含有	吹付け	□ 飛散性石綿に関する賭官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則)
章国 :	関する 査の結果	資材への	石綿	口作	ロックウール等) 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床	ŧ	□ 飛散性石綿の適正処理の実施 □ 非飛散性石綿の適正処理の実施
FJ/4J _	及び	付着物 (修繕・模様	thill H	□無	タイル等)		一
	事着手前	替工事のみ)	その	□有	()		
	実施する置の内容		他	□無	()		
111	E->1 1.0			□有	□ 飛散性石綿【吹付け】(鉄骨等の特定 資材以外のものに吹付けられた石綿)		□ 飛散性石綿に関する髂官庁届出(大防法、労安衛法・石綿予防規則)
			石綿		□ 飛散性石綿【吹付けではない】(石綿 有する断熱材、保温材、・耐火被覆材		□ 飛散性石綿の適正処理の実施
			/山 ih巾		□ 非飛散性石綿(石綿含有スレート板等	等)	□ 非飛散性石綿の適正処理の実施
		その他		□無			
			その	□有	()		
			他	□無	()		
工		工程					作業内容
程ごと	①造成等	:			造成等の工事 □有 [□無	
の作	②基礎・基	表礎ぐい			基礎・基礎ぐいの工事	□有	□無
業内	③上部構	造部分•夕	k 奘		上部構造部分・外装の	工事	□有□無
容			1 20		屋根の工事 □有 □		
	④屋根					•	
	⑤建築設	備·内装等	Ē		建築設備・内装等の工	事 🗌	有□無
	⑥その他 ()			その他の工事 □有 [□無	
廃棄		資材廃棄			種類	量	の見込み 使用する部分又は発生が見込まれる 部分(注)
棄物	の重の見 材が使用	込み並びり される建築	に特定	建設質 部分及	□コンクリート塊		
発生		設資材廃		発生が	□アスファルト・コンクリート塊		
生見	兄込まれ	る建築物の	がが				トン 口⑤ 口⑥
込 量					□建設発生木材		
	(注) ①造成	は等 ②基礎 (③上部構	構造部分·外	 	⑥そ	
備。	考						
1	建設発生	木材 口無	₭ □ ≥	有(契約書	帯の写し等 □有 □無)		
1							

[□]欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等) 分別解体等の計画等

					7.2 /2 2/11 11 11 2	H 1 F		
工化	乍物の構造 事	告 (「のみ)	解体工	□鉄筋≒	コンクリート造 □その他()
		の種類		□新築□	[上事 □維持·修繕工事 [□解体	2工事	
					□水道 □ガス □下水道	道 🗆	鉄道 □電	電 話
/ 1	コナッサウ	+7-14-5D. <i>V</i> / 2 7-14-4-7	ひ任地	□その他	セ <u>(</u> リート □コンクリート及び釒	5.2.40	ナフを記) //x ++
(世)		☑建設資材の ・修繕工事の		_	リート ロコンクリート及い アルト・コンクリート 口木杉		放る建設	寅 材
	(1) (1) (1)	工作物の		築年数	<u></u> 年	,		
١.,	- <i>((-</i>			その他()
	_作物に 関する	周辺状況		周辺にあ	らる施設 □住宅 □商業点	施設	□学校	`
	査の結果			事和培	□病院 □その他(Pとの最短距離 約 m)
				お地境がその他(トC♥ノ取 スエムヒヒト			
							工事	着手前に実施する措置の内容
		作業場所			所 □十分 □不十分			
				その他()			
		搬出経路		障害物	□有() □無			
					各の幅員 約m			
					□有□無			
I	上作物に	特定建設	Ī	その他(/ □ 飛散性石綿(吹付け石綿、石綿含有吹作	HH [□ 飛散性石綿に	- 関する諸官庁届出(大防法、労安衞法・石綿予防規則)
	関する	資材への	石綿	□有	ロックウール等) 非飛散性石綿(石綿含有ビニール床)適正処理の実施 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・
調:	査の結果 及び	付着物 (解体·維持・	thin thi	□無	タイル等)	ľ	」 非族獸性伯蘭	の関連に必要の未属
	事着手前	修繕工事のみ	その	□有	()			
	実施する置の内容	<i>o</i> >)	他	□無	()			
111	巨 ^ Jr J / J			□有	□ 飛散性石綿【吹付け】(飲骨等の特定建 資材以外のものに吹付けられた石綿)		□ 飛散性石綿に	上関する諸官庁届出(大防法、労安衞法・石綿予防規則)
			石綿		□ 飛散性石綿【吹付けではない】(石綿を含有する断熱材、保温材、・耐火被覆材等)		□ 飛散性石綿の	>適正処理の実施
		その他		□無	□ 非飛散性石綿(石綿含有スレート板等)	ا	」非飛散性石絹	制の適正処理の実施
		C 17 L		□有	()			
			その 他		,			
工				□無	()			分別解体等の方法
程	○ /H==B	工程			作業内容	<u> </u>		(解体工事のみ)
ごと	①仮設				仮設工事 □有 □無			□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
作業	②±工				土工事 口有 口無			□ 手作業
内容	③基礎				基礎工事 □有 □無			□ 手作業・機械作業の併用□ 手作業
及								□ 手作業・機械作業の併用
び解	④本体構	造			本体構造の工事 □有 □	□無		□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
体方	⑤本体付	属品			本体付属品の工事 □有	1 🗆 🗎	III.	□ 手作業
法	@ 7- 0 /1h				 その他の工事 □有 □	4mr.		□ 手作業・機械作業の併用 □ 手作業
	⑥その他 (,			ての他の上事 1月 1月 	////		□ 予作業 □ 手作業・機械作業の併用
		事の工程の			□上の工程における⑤→	$\rightarrow 4 \rightarrow 0$	③の順序	
	1	(解体工事の	み)		□その他(その他の場合の理由()
		目いられた建設 込み(解体工事		の量の			7.	,
廃		資材廃棄		重類ごと	L 種類	旦の	<u>トン</u> 見込み	∕ ┃使用する部分又は発生が見込まれる部分
棄	の量の見	込み(全工	事)並	びに特	世知 □コンクリート塊	里り	兄込み	(注) □① □② □③ □④
物発		f材が使用。 ff築・維持・			ロコングリート宛		トン	
生見	み)及び特	寺定建設資	材廃	棄物の発	□アスファルト・コンクリート塊		1.5	
込		sまれる工作 解体工事		部分(維	□建設発生木材		トン	<u> </u>
量				\+\+\+**			トン	
備		文 ②土工 ③	基 键 (4	/平)体博道(⑤本体付属品 ⑥その他			
ימוע		木材 口無	無 🗆 🧵	有(契約書	書の写し等 □有 □無)			

再資源化等報告書

		年	月 日
(発注者)			
様			
	_(郵便	番号 —)
	住 所		 印
	<u>氏 名</u> 電話番号		——————————————————————————————————————
建設工事に係る資材の再資源化等 設資材廃棄物の再資源化等が完了し		の規定により、	下記のとおり、特定建
	記		
1 工事の名称			
2 工事の場所			
3 再資源化等が完了した年月日	,	月 日	
4 再資源化等をした施設の名称及	び所在地		
(書ききれない場合は別紙に記載)	————————————————————————————————————	司仁	
特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所	在地
5 特定建設資材廃棄物の再資源化	等に要した費用	万	円(税込み)
(参考資料を添付する場合の添付資	料)		
□ 再生資源利用実施書(必要事	項を記載したもの)様式1		
□ 再生資源利用促進実施書(必	要事項を記載したもの)様	式2	

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法) 第11条に基づく地方公共団体からの都道府県知事への対象建設工事の通知に関する取扱要領」で定める様式

(別紙様式)

通 知 書

 発
 第
 号

 年
 月
 日

知事 市長 様

(工事発注者)発注者職氏名:_____

住 所:_____

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり通知します。

記

連	所	属	名											
絡	担当	i者職Ĵ	ガガナ											
先	電	話 番	- 号		_		_			(P	勺線)	
_	工具	事のタ	<u></u> 名称											
	工具	事の場	易所		県		市町	村						
工				工事の種類	<u> </u>									
	一丁重	事の‡	郎 亜	□建築物に	-	⋢ □€	車築物に係	ろ新箋	ミマルナ	増築の丁事	į.			
事		F V P	94. 女	□建築物に										
										に該当 しゅ	(V . D 0)		\ \;\dagger_1	
σ				□建築物以		糸る解仏┴≒	事义は新梁	上事寺	} () 注1	
V)				工事の規模	-									
				建築物に係	る解体工事		用途			階数、	工事対	象床面積_		<u>m</u> ²
内				建築物に係	る新築又は均	曽築の工事	用途		、「	階数、	工事対象	象床面積_		<u>m</u> 2
				建築物に係	る新築工事等	等であって新	新築又は増	築のエ	二事に	該当しない	もの			
容							用途		、「	階数、	請負代金	<u> </u>		万円(税込)
				建築物以外	のものに係る	る解体工事と	又は新築工	事等			請負代金	金		万円(税込)
				年	三 月	日~		年	月	日				
	工		期	工事着手子	定日:	左	F 月		日					
~							<u>, </u>				11 #4			
請	会	社	名						現場	代理人员	式名 — <u>——</u>			
負	所	在	地	₹										
者	電	話 番	: 号	_		-	(内線	:)	FAX		_	_	

※受付番号:

注1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は工事の具体的な種類を記入する。(例:舗装、築堤、 土地改良等)